

令和 7 年度福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

令和 7 年 3 月

福島県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を
 確実にかつ適正に実施するため、「福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成
 31 年 3 月改定）」に基づき、次のとおり令和 7 年度福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄
 物処理実施計画（以下「処理実施計画」という。）を策定する。

1 PCB廃棄物等の分類、処理施設、処分期間

（1）PCB廃棄物等の分類

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13
 年法律第 65 号。以下「PCB特措法」という。）により、保管事業者^{※1}及び所
 有事業者^{※2}は、PCB廃棄物及びPCB使用製品を表－1 の処分期間内に自ら
 処分、又は処分を他人に委託すること（以下「処分等」という。）が義務付けら
 れている。

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物（PCB濃度が 0.5%
 を超えるもの）と、低濃度PCB廃棄物（PCB濃度が 0.5%以下（塗膜、感圧
 複写紙、汚泥等の可燃性のPCB汚染物等は 10%以下）のもの。微量PCB汚
 染廃電気機器等を含む。以下同じ。）に分類される。

※1 その事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者

※2 PCB使用製品を所有する事業者

（2）処理施設

ア 高濃度PCB廃棄物

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）北海道P
 CB処理事業所で処理する。

イ 低濃度PCB廃棄物

環境大臣が認定する無害化処理認定施設又は都道府県知事が許可する施設
 （以下「無害化処理認定施設等」という。）で処理する。

（3）処分期間

表－1 PCB廃棄物の処分期間

	機器の種類	処分期間
高濃度PCB廃棄物	変圧器類・コンデンサー類	令和 4（2022）年 3 月末まで
	安定器・汚染物等	令和 5（2023）年 3 月末まで
低濃度PCB廃棄物	－	令和 9（2027）年 3 月末まで

※ 安定器・汚染物等には、3 kg 未満の変圧器類やコンデンサー類が含まれる。

※ 高濃度PCB廃棄物においては、事業における処理対象物の処理を完遂するため、表中
 の処分期間後は事業終了準備期間（JESCO北海道事業所：令和 8 年 3 月 31 日まで）を
 活用して処理が実施される。

2 福島県内のPCB廃棄物又はPCB使用製品の保管・所有状況

令和6年12月末現在の福島県及び中核市（福島市、郡山市及びいわき市。以下同じ。）の高濃度PCB廃棄物又はPCB使用製品の保管・所有状況は表－2のとおり。

また、令和5年11月末現在の福島県及び中核市で把握している低濃度PCB廃棄物に該当する機器及び低濃度PCB廃棄物に該当するおそれのある機器（以下「低濃度PCB廃棄物に該当する機器等」という。）の保管・所有状況は表－3のとおり。

なお、低濃度PCB廃棄物については、後述の「福島県低濃度PCB廃棄物集団回収・処理事業」により、令和6年度にコンデンサー（3kg未満）が642台、コンデンサー（3kg以上）が75台処分されている。

表－2 高濃度PCB廃棄物又はPCB使用製品の保管・所有状況

（令和6年12月末現在、単位：台）

処分期間	機器の種類	福島県 (中核市を除く)	福島市	郡山市	いわき市	計
令和4年 3月末まで	変圧器類	0	0	0	0	0
	コンデンサー類	2	0	0	0	2
	その他電気機器	0	0	0	0	0
	小計	2	0	0	0	2
令和5年 3月末まで	安定器等	17	74	12	3	106
合計		19	74	12	3	108

※ 数量は廃棄物と使用製品を合わせたもの。安定器等には3kg未満の変圧器類やコンデンサー類が含まれる。

※ その他の高濃度PCB廃棄物（感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他のPCB汚染物など）については、令和6年12月末時点において、新たには確認されていない。

表－3 低濃度PCB廃棄物に該当する機器等の保管・所有状況

（令和5年11月末現在、単位：台）

機器の種類	福島県 (中核市を除く)	福島市	郡山市	いわき市	計
トランス	2,245	115	97	117	2,574
コンデンサー 3kg未満	2,521	192	117	7	2,837
コンデンサー 3kg以上	975	28	14	26	1,043
安定器	115	0	3	67	185
その他電気機器	176	12	2	12	202
合計	6,032	347	233	229	6,841

※ 本表に記載されているもの以外に、PCB及びPCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他のPCB汚染物 約106tが保管されている。

3 処理実施計画

保管事業者及び所有事業者の理解のもと、P C B廃棄物の計画的かつ効率的な処理を行うため、令和7年度は次のとおりとする。

(1) 高濃度P C B廃棄物

各保管事業者等が個別にJ E S C Oと協議のうえ処理を行うこととし、事業終了準備期間（令和8年3月31日まで）を活用して、計画的かつ早期に全量の処理を進めるものとする。

(2) 低濃度P C B廃棄物

各保管事業者等が個別に無害化処理認定施設等設置事業者と協議のうえ処理を行うほか、「福島県低濃度P C B廃棄物集団回収・処理事業」や環境省の低濃度P C B廃棄物処理支援を活用することにより、計画的かつ速やかに全量の処理を進めるものとする。

4 適正処理を推進するための方策

(1) 福島県

ア 低濃度P C B廃棄物の適正処理を推進するため、低濃度P C B廃棄物を集団回収して一定量をまとめて処理委託する「福島県低濃度P C B廃棄物集団回収・処理事業」を実施する。

イ P C B廃棄物適正処理促進員による掘り起こし調査を行うとともに、ラジオやリーフレット等を活用して、P C B廃棄物の適正処理や環境省の低濃度P C B廃棄物処理支援について周知啓発を行う。

ウ 未処理事業者に対し、関係機関と連携し、速やかに処理を完了させるよう指導するとともに、処理が見込まれない高濃度P C B廃棄物については、P C B特措法第13条に基づく代執行による処分等の措置を行う。

エ 一般廃棄物となるP C B廃棄物又はP C B使用製品が見つかった場合、管轄の市町村へ情報提供を行う。

オ 対策地域内においてP C B廃棄物が発見された場合、保管事業者が不利益を被ることがないよう、環境省及びJ E S C Oと対応を協議する。

(2) 中核市

ア 未処理事業者等への立入検査及び処分等の指導を行うほか、ホームページや市広報紙等を活用してP C B廃棄物の適正処理についての周知啓発を行う。

また、福島県が実施する「福島県低濃度P C B廃棄物集団回収・処理事業」について、各保管事業者等の情報を提供するなど、協力を行う。

イ 未処理事業者に対し、関係機関と連携して、速やかに処理を完了させるよう指導するとともに、処理が見込まれない高濃度P C B廃棄物については、P C B特措法第13条に基づく代執行による処分等の措置を行う。

5 問い合わせ先
表－４のとおり。

表－４ 問い合わせ先一覧

No.	問い合わせ先	連絡先	集団回収・ 処理事業	P C B 特 措 法 又 は 廃 棄 物 処 理 法	届出関係	実施計画	高 濃 度 P C B 廃 棄 物 の 処 分	産業廃棄物 処理事業者
1	県北地方振興局 県民環境部環境課	024-251-2723	○	○	○			
2	県中地方振興局 県民環境部環境課	024-935-1502	○	○	○			
3	県南地方振興局 県民環境部環境課	0248-23-1421	○	○	○			
4	会津地方振興局 県民環境部環境課	0242-29-3908	○	○	○			
5	南会津地方振興局 県民環境部県民環境課	0241-62-2062	○	○	○			
6	相双地方振興局 県民環境部環境課	0244-26-1237	○	○	○			
7	福島市 環境部廃棄物対策課	024-529-5266	○	○	○	○		
8	郡山市 環境部５Ｒ推進課	024-924-2181	○	○	○	○		
9	いわき市 生活環境部廃棄物対策課	0246-22-7604	○	○	○	○		
10	福島県 生活環境部産業廃棄物課	0246-22-7604	○	○		○		
11	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社	03-5765-1197					○	
12	一般社団法人 福島県産業資源循環協会	024-524-1953						○